

# 犯罪被害者等支援を取り巻く状況

- ・国の動き(犯罪被害者等基本法・基本計画)
- ・兵庫県の取組(条例・計画、支援施策等)
- ・兵庫県の犯罪被害者数の状況
- ・犯罪被害者等の支援に関する県民の意識

# 犯罪被害者等基本法

## 【犯罪被害者等基本法(H17.4施行)】

- 1 目的**
  - 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
  - 国・地方公共団体・国民の責務の明確化
  - 施策の基本事項を規定 →犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進
- 2 対象(犯罪被害者等)** 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その他家族・遺族
- 3 基本理念**
  - 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
  - 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
  - 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う
- 4 連携協力** 国、地方公共団体、関係団体、被害者支援等の支援団体の相互の連携、協力
- 5 基本的施策** 国及び地方公共団体は、下記項目に必要な施策を講ずるものとする

・ 相談及び情報の共有等 (第11条)	・ 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 (第18条)
・ 損害賠償の請求についての援助等 (第12条)	・ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 (第19条)
・ 給付金の支給に係る制度の充実等 (第13条)	・ 国民の理解の増進 (第20条)
・ 保険医療サービス及び福祉サービスの提供 (第14条)	・ 調査研究の推進等 (第21条)
・ 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保 (第15条)	・ 民間の団体に対する援助 (第22条)
・ 居住及び雇用の安定 (第16条～17条)	・ 意見の反映及び透明性の確保 (第23条)

# 犯罪被害者等基本計画等

## 【第4次犯罪被害者等基本計画(R3.3制定)】

出典:警察庁HP

### 第1次～第3次犯罪被害者等基本計画における主な成果

- ・ 犯罪被害給付制度の拡充
- ・ 被害者参加制度の創設・拡充
- ・ 全都道府県へのワンストップ支援センターの設置
- ・ 損害賠償命令制度の創設
- ・ カウンセリング費用の公費負担制度の整備
- ・ 全地方公共団体への総合的対応窓口の設置

### 第3次犯罪被害者等基本計画の評価

- 犯罪被害者等への中長期的な支援が必要
- 性犯罪や児童虐待等被害が潜在化しやすい被害者への支援が必要

### 第4次犯罪被害者等基本計画のポイント

#### ①地方公共団体における犯罪被害者等支援

- 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施
- 地方公共団体の総合的対応窓口における公認心理師等の専門職の活用

#### ②被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける夜間休日コールセンターの設置等の体制強化
- 児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における児童福祉司、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実

#### ③加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

- 謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育等の充実
- 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の検討
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

#### ④様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

- 被害者支援連絡協議会等における連携の推進
- 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援
- インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応

※都道府県の条例制定状況 制定済み:39都道府県 (R4施行:5県(福島県、茨城県、長野県、愛知県、広島県))

# 被害者等支援 兵庫県の取組

## 条例での規定

・地域安全まちづくり条例(H18.4施行)において規定

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 県は、国及び犯罪等による被害を受けた者等を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。

※県生活安全課が知事部局における「総合窓口」として県警被害者支援室等と連携して取組を推進

## 地域安全まちづくり推進計画で施策を推進(H19~)※現在第6期

重点項目の一つとして取組を推進 → 「行動6 犯罪被害者等の支援を充実する」

- 【取組項目】
- 1 県民・事業者等の理解促進
  - 2 関係機関・団体等との連携強化
  - 3 相談・情報の提供
  - 4 経済的負担の軽減
  - 5 安全の確保
  - 6 居住・雇用の安定
  - 7 支援や対応の質の向上

# 本県の犯罪被害者支援の主な理解促進、連携強化の取組

## 1 県民・事業者等の理解促進

- 団体等と連携した広報の実施【県民生活部、警察本部】
  - ・ ひょうご被害者支援センター、NPO、市町等と連携
- 青少年への普及啓発の充実【県民生活部、警察本部】
  - ・ 小・中・高・大学生が被害者家族や遺族の置かれた状況を理解するとともに命の大切さを学ぶ機会を提供
- 児童虐待や配偶者暴力の防止の意識啓発【県民生活部、福祉部】
  - ・ 地域全体で子どもと親を見守る機運を醸成するとともに、児童虐待や配偶者暴力の撲滅をめざす啓発活動を実施
  - ・ 匿名でも相談できる「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談の周知、関係機関等に通報する意識啓発を実施

## 2 関係機関・団体等との連携強化

- 兵庫県被害者支援連絡会議(H11～) 構成: 国、県、関係機関、県警本部等71機関
  - ・ 被害者支援に係る関係機関・団体が相互協力と緊密な連携を図り、幅広い支援活動を推進
- 市町犯罪被害者等支援連絡会議(H20～) 構成: 県、市町、警察
  - ・ 各市町の取組等意見交換や研修の実施。共通の犯罪被害者等支援ハンドブック(兵庫県版)を作成・配布
- 民間支援団体との連携【県民生活部、警察本部】
  - ・ ひょうご被害者支援センターと連携した普及啓発活動や意見交換を実施

# 本県の犯罪被害者等への主な支援（その1）

## 3 相談・情報の提供

- 相談窓口の充実、関係機関の連携強化【県民生活部、福祉部、警察本部、教育委員会】
  - ・ ストーカー、DV、特殊詐欺、サイバー犯罪、暴力団犯罪、心のケア、児童虐待、いじめ等様々な相談に対応
- カウンセリングによる精神的負担の軽減【警察本部】
  - ・ 犯罪被害者相談員制度による被害者や家族に対するカウンセリングの実施
- 性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」の運用【警察本部】
  - ・ 性犯罪被害者からの相談に24時間対応
- ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の運営【県民生活部】
  - ・ 警察に相談することができない性犯罪・性暴力被害者が相談しやすいワンストップ相談窓口の運営

## 4 経済的負担の軽減

- 犯罪被害給付制度【警察本部】
  - ・ 被害者の遺族や、重症病を負ったり身体に障害が残った被害者に対して、経済的支援を実施
- 犯罪被害発生直後の経済的負担の軽減【警察本部】
  - ・ 身体犯・性犯罪被害対象事件における一部補助、司法解剖に伴う遺体修復・搬送、避難場所の施設使用費用の一部補助などを実施
- 生活の継続を支える経済支援【総務部、福祉部、産業労働部、教育委員会】
  - ・ 生活保護、生活資金貸付、離職者生活安定資金融資、公立高校や私立小中高校の生徒の授業料軽減などを実施

# 本県の犯罪被害者等への主な支援（その2）

## 5 安全の確保

### ○ 被害者や子どもの一時的保護【福祉部】

- ・DV被害者や児童虐待など家庭からの分離を必要とする子どもを一時的保護、民間シェルターへの運営支援

### ○ 被害者等への情報提供・訪問活動【警察本部】

- ・被害者等に捜査や公判に関する情報提供や、被害者等への防犯指導・相談等の聞き取り、自宅周辺のパトロールを実施

## 6 居住・雇用の安定

### ○ 住居の優先入居等【まちづくり部】

- ・県営住宅における、犯罪被害者やDV被害者への優先枠の設定、住宅の確保ができるまでの間の一時入居

### ○ 就労支援の充実【産業労働部】

- ・就職や職業能力の開発に関する情報提供・相談、ものづくり大学や神戸高等技術専門学校等での訓練の機会の提供

## 7 支援や対応の質の向上

### ○ 支援従事者の質の向上【県民生活部】

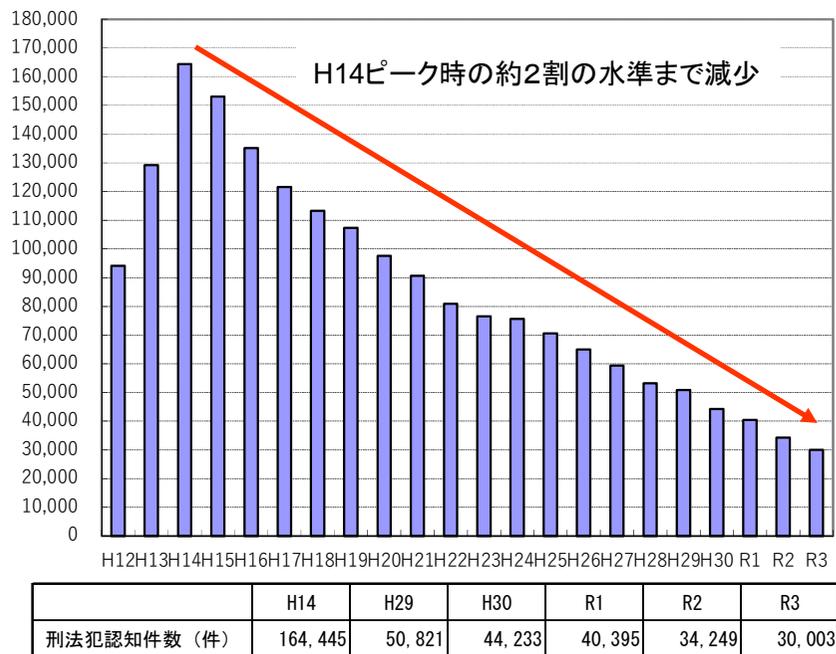
- ・専門家等による講座や事例検討等による研修の実施、犯罪被害者等支援ハンドブック(兵庫県版)の活用

### ○ 教職員の対応能力の向上【教育委員会】

- ・教職員のカウンセリング・マインド研修や道徳教育推進に向けた取組を実施

# 兵庫県の犯罪被害者数の状況

## 【本県の刑法犯認知件数の推移】



犯罪認知件数は減少しているものの被害者のうち重要犯罪※が占める割合は年々上昇

## 【本県の刑法犯被害者数】

	H14	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯被害者数①	148,917	44,835	39,117	35,949	30,316	26,543
うち重要犯罪被害者数②	897	625	600	606	522	544
割合 (②/①)	0.60%	1.39%	1.53%	1.69%	1.72%	2.05%

※重要犯罪とは、殺人や強盗、放火、強姦性交など、刑法犯のうち、個人の生命、身体及び財産を侵害する度合いが高く、国民の脅威となっている犯罪

全体の犯罪被害者数は、H14をピークに、2割の水準にまで減少しているにもかかわらず、重要犯罪被害者数の減り幅は小さく、その割合は年々増えている。

重要犯罪は、被害者本人だけでなく、その家族や友人、職場、学校等関係者にもあたえる影響が特に大きい。

犯罪の抑止や防止だけでなく、被害者等の支援が重要

## 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等の支援に必要な取組は「カウンセリング、心のケア(65.1%)」、「弁護士等による法律相談(51.6%)」、「警察、県市町、犯罪被害者等支援団体等の連携強化(48.9%)」の順

### 【犯罪被害者等の支援に必要な取組】

